央主導から地域主導 課題は

置いている。人口も首都圏に集中して の二一・四%である。ソウルに仁川と ○人 (三○○七年一○月)で、全人口 大企業の九一・〇%が本社を首都圏に の四七・三% 別比率をみると、ソウル首都圏は全体 のソウル首都圏への一極集中は際だっ に当たる。すなわち韓国の人口の半分 五万四〇〇〇人で、全人口の四六・三% 京畿道を加えた首都圏の人口は二一三 ている。国内総生産(GDP)の地域 よく知られているように、韓国経済 ソウルの人口は九八九万五〇〇 (二〇〇六年)を占め、

かる。

JILPT と KLI によるワークショップの模様 (6月17日) 自治体主導への政策転換が推し進めら 主導で実施されてきた雇用政策の地方 環として、これまで中央政府(労働部) 家均衡発展特別法」に基づく政策の一 経済、人口のソウル一極集中を緩和し 四年に「国家均衡発展特別法」を制定 れている の政策を大きくは転換していない。「国 た李明博新政権も現在までのところこ す政策を推進した。今年二月に発足し ②企業都市の建設、③革新都市の建設 れにより①行政中心複合都市の建設、 同法に基づく五カ年計画を策定し、こ ○○三~二○○八年二月)は、二○○ に掲げられてきた。盧泰愚前政権(二 は常に経済政策の最重要項目のひとつ て、地方の均衡のとれた経済発展を促 た経済発展を図ることが韓国において (公共機関の地方移転)、 などを進め、

状と課題について、 以下では、 韓国の地域雇用対策の現 労働政策研究・研 ح

集中がいかに際だっているかがよく分 川)は全人口の二六・八%である。こ 首都圈人口(東京、埼玉、千葉、神奈 れと比較すると韓国の首都圏への一極 近くが首都圏に集中している。日本の

中を緩和し、各地域でバランスのとれ こうした経済、人口の首都圏一極集

修機構が韓国労働研究院 K L I

> 側が行った報告をもとに紹介する。 マとするワークショップにおいて韓 共催して六月一七日に東京で開 「地域雇用創出の現状と課題」をテー 17 た

題」について、ジョン・ミョンスク研 能力開発政策推進の背景と今後の課 ジュソプ研究員が「韓国の地域雇用・ 政労使の課題」をテーマに報告した。 究員が「新しい地域雇用ガバナンスと ワークショップではKLIのキム

大きい失業率の地域間格差

機以前(一九八九~九七年)と以後(一

ように、

地域別にみた失業率は経済危

九九八~二〇〇四年)で、

大きな変化

この過程でIMFの指導もあり従来の 業率が七・○%まで悪化した時期にさ 契機は、一九九七年のアジア通貨危機 口の首都圏集中も続き、 らに高まる傾向にある。 集中は止まることはなく、集中度はさ いても依然として首都圏への経済一極 た。しかしながら、通貨危機以降にお 経済政策は大きな転換を余儀なくされ を得て二〇〇〇年までには回復したが は I M F イナス六・九%にまで急落した。経済 は九六年の七・○%から九八年にはマ かのぼる。通貨危機により経済成長率 の中で経済が未曾有の不況に陥り、 用対策がクローズアップされた直接の 両氏によると、韓国において地域 (国際通貨基金)の緊急融資 これに伴い人 雇用も首都圏

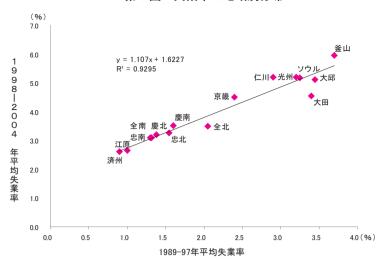
中で、第1図、第2図に示されている のように変化したのかを検証し、将来 の占める割合が一段と高くなった。 る議論が活発に行われた。この議論の 同様の事態を招かない対応策を模索す 通貨危機以後には労働市場の構造がど ○○年以降、通貨危機以前と比較して そこで雇用問題研究者の間では二〇

域は、通貨危機以後にも依然として高 がないことが明らかにされた。 通貨危機以前と以後で失業率の地域間 い失業率のままであった。換言すると 通貨危機以前に高い失業率であった地 格差は縮小しなかった。 すなわち、第1図にみられるとおり

までの違いがみられた。 されているように、地域別にみた就業 も年平均マイナス一・一%から五・一% いがあったが、通貨危機以後において イナス一・四%から五・九%までの違 者年平均増加率は、通貨危機以前にマ 格差も解消されなかった。第2図に示 また、新規雇用創出に関する地域間

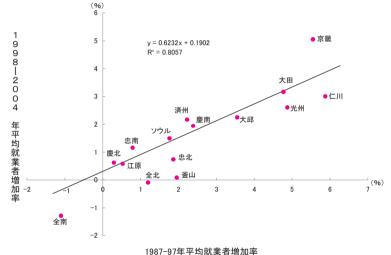
地域が失業率の低い地域と正確に対応 しているわけではない。 分かるように、新規雇用創出率の高 ただ、第1図と第2図を比較すると このため失業

失業率の地域別分布 第1図



出所:韓国統計庁「経済活動人口調査」各年

就業者増加率の地域別分布



出所:韓国統計庁「経済活動人口調査」各年

国民 合は 四 報センター 定所の一三〇カ所と地方自治体職業情 的役割を担っているのは労働部職業安 るとおり、 計 そ 分担が不明確である。 ○八%と半分以下に過ぎない。 れが一 関 第二に、 外に国民一 九四カ所設置されている。 GDPに占める割合をOE (二〇〇六年) でみると、 · 般を対象とした職業紹介の中心 労働部の一 層明確になる。 公共職業安定機関は全国に 各種の職業安定機関の役割 八%であるが、 の二五三カ所である。 般を対象とする職業紹介 日職業センター、 第1表にみられ 雇用支援支出 韓国は〇 この中で 日本の C D

だが、

:体主導に転換しようとしている。 雇用政策を中央政府主導から地方 .格差を解消するために韓国では現

その成果は十分に上がっている

とは言い難く、

課題は山積しているよ

キム研究員は地方主導に転換す

るに当たって

の問題点をつぎのように

これ

指摘した。

雇用支援事業予算は低水準

域間

こうした失業率、

新規雇用創出の

地

地域主導の

雇用対策に

に起因するかどうかは必ずしも明ら 率の地域間格差が新規雇用創出率の差

か

たある。

O

ECD主要国と比較すると

0) 場 統

にされていない。

安定所、 少して 業務を専門とする担当公務員は平均 て一~二人に過ぎな プル調査によると、 もに二○○○年以降、 量と質が不十分である。 第三に、各職業安定機関の担当者 (市・郡・区) 13 自治体の職業情報センターと る。 加えて、 自治体の職業紹介 を対象としたサン 労働部の三六自 担当職員数が減 労働部の職業 他の業務の \bar{o}

る。 役割分担が曖昧である。 求職者は各機関を回って必要とする求 情報を一カ所で入手できる態勢がなく 地方自治体の一 八情報を入手しなければならな 国 Ļ B産業団: かし、 地公団の職業紹介センター 各職業安定機関の相互の 日職業案内所などがあ 各機関の職業 13

関は職業紹介情報を提供するための

コ

公共職業安定機関の現状 第1表

		2.0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
	機関名	対象者	設置数	相談実施の有無1)	
中央政府	職業安定所(労働部)	国民一般	130	0	
	一日職業センター(労働部)	日雇い職	3	0	
	海洋水産部	船員	1	0	
	国家報勲処 職業支援システム	国家功労者	25	0	
	国防職業支援センター	軍人	1	0	
	中小企業庁	国民一般	13	0	
	韓国産業人力公団 職業情報センター	技術·技能者	130 3 1 25 1	0	
公共機関	障害者雇用促進公団	障害者	13	0	
	韓国産業団地公団 職業紹介センター	国民一般	21	0	
地方自治体	市・郡・区 職業情報センター	国民一般	253	0	
	一日職業案内所	国民一般	34	0	

注1:◎ 積極的に実施、○ 必要時に実施。

ざるを得ない を通じて求職者の経 ケー 当者が職業紹介業務を兼務している 職業を紹介するには限界があると考え みられる。 7担当部門が存在しない自治体も多く 職業紹介事業では、 第四に、 スも多数存在する。 近年になって各職業安定機 したがって、 歴、 求職者との相談 さらに職業紹 資質に適した 現在の自治 体

0)

Business Labor Trend 2008.11

携も不十分である。容易ではない。各ネットワーク間の連による情報が散在しておりその利用がいる。しかし、不統一なフォーマットンピュータ・ネットワークを構築して

地域と中央との連携が必要

地或こおする政策遂庁兆力を強化すが講じられるべきだと強調した。地域雇用対策を進めるには以下の方策地域雇用対策を進めるには以下の方策指摘した上で今後、自治体が主導して

地域における政策遂行能力を強化するための中央政府の介入は、過去の中央主導の政策目標は地域ごとに政策を適切去の政策目標は地域の政策が、今に割り当てることにあった。だが、今に割り当てることにあった。だが、今に割り当てることにあった。だが、今に割り当てることにあった。だが、今に割り当てることにあった。だが、今に割り当てることにあった。だが、今に割り当てることにあった。だが、今に割り当てることにあった。だが、今に割り当てることにあった。だが、今に割り当てることにあった。だが、今に割り当てることにあった。だが、今に割り当てることにあった。

また、雇用政策の地域分権化は、長期的な戦略の下に段階的に推進されるべき課題である。このため各段階の政 でき課題である。このため各段階の政 対する厳密な評価が必要となる。 対上の点を基本的考え方とし、具体 的な地域と中央との連携・協力体制は 的な地域と中央との連携・協力体制は である。

をモデルケースとして、職業安定所のセスが著しく低い自治体(市・郡・区)第一段階は社会的サービスへのアク

スを提供する。職業相談員の派遣人数スを提供する。 は、自治体の経済活動人口を基準に策 に対する。自治体には「社会サービス協 進された職業相談員は自治体の雇用担 当者(主に職業情報センター担当者) 当者(主に職業情報センター担当者) 当者(主に職業情報センター担当者) に対する教育訓練も行う。自治体の雇用担 理や職業安定所との連携も担い、自治 体の担当者とともに雇用対策に対する 体の担当者とともに雇用対策に対する 本の担当者とともに雇用対策に対する

の職業安定所と自治体の役割分担を明治体が中心となって提供する。各地域持体が中心となって提供する。福祉・教提供する自治体を拡大する。福祉・教表に、総合的なサービスをる評価を土台に、総合的なサービスをる評価を



も公務員の拡充だけが必要なわけでは 態勢をつくることにしている。しかし、 確にし、連携・協力を強化する。 間人」によって構成されている) 務を行う公務員と職業相談を担う「民 る。(注:韓国の職業安定所は行政事 の質的向上についても検討が必要であ なく、民間人の補充を通じたサービス 今後補充計画を立案する際には必ずし 減、相談員が本来の業務に集中できる 職業相談員が担っている行政事務を軽 によれば、公務員の補充により、民間 法を工夫する。労働部の人材拡充計画 市民団体などと効率的に連携できる方 けでなく、学校、企業、職業訓練機関 人材面では、地域内の職業安定所だ

トップ態勢を確立する必要がある。生活局が各種社会サービスのワンスを活局が各種社会サービスのワンスを活局が各種社会サービスのワンスを指した対策により自治体の住民をがある。カラリーのでは情報共有に必要な法的・制度的なコンピュータ・ネットワークについコンピュータ・ネットワークについ

中央官庁間の連携不足

教育人的資源開発事業」と労働部の「地域労働市場・人的資源開発事業」と労働部の「地域人的資源開発事業」と労働部の「地域人的資源開発事業」と労働部の「地域人的資源開発事業」と労働部の「地域人的資源開発事業」と労働部、産業資源

建設事業」との連携も十分ではない。新クラスター事業」や「地域革新都市競合的に実施されている。地域の「革業であるが、相互に連携することなく業であるが、相互に連携することなく

教育人的資源部は二〇〇二年から教育人的資源部は二〇〇二年から教育人的資源開発事業」を始めた。「地域人的資源開発事業」を始めた。「地域人的資源開発事業」を始めた。「地域人的資源開発基本計画」策定のための予算を補助した。また、地を策定する予算を補助した。また、地を策定する予算を補助した。また、地を策定する予算を補助した。また、地を策定する予算を補助した。また、地を策定する予算を補助した。また、地を策定する予算を補助した。また、地を策定する予算を補助した。また、地を策定する予算を補助した。また、地を策定する予算を補助した。方の「地域人的資源開発基本計画」策されているが、大部分の自治体では既されているが、大部分の自治体では既されているが、大部分の自治体では既されているが、大部分の自治体では既されているが、大部分の自治体では既されて運営している。

他方、労働部の「地域労働市場・人的資源開発事業」は、労働部の地方組的資源開発事業」は、労働部の地方組めに、労働部は同事業に必要な基礎研めに、労働部は同事業に必要な基礎研めに、労働部は同事業に必要な基礎研した人的資源を開発する事業を進めてした人的資源を開発する事業を進めてした人的資源を開発する事業を進めて

の支給を受ける事例も発生している。
下研究報告書を提出し、二重に研究費が異なる機関に同一のあるいは類似しが異なる機関に同一のあるいは類似しず異なる機関に同一のあるいは類似しずとの両部の二つの事業はほとんど同

職安行政と訓練行政の連携も不足

労働部が所管する職業紹介事業と職

間には緊密な連携がみられない。 求職者に訓練施設を紹介できる」と規 けることが必要だと認められる場合、 雇用政策基本法では「職業安定機関の 業訓練の間にも連携不足がみられる。 定している。にもかかわらず、両者の 就業促進のために職業訓練を受

安定所に一元化することにした。だが、 告」で、職業訓練に関する業務を職業 まだに一元化されていない。 六カ所のモデル職業安定所を除いてい は二〇〇五年の「雇用支援事業推進報 この問題を解消するために、労働部 キム研究員は以上のような課題を指

央政府の戦略的介入が避けられない」 地域の政策遂行能力を高めるために中 域内で自発的になされるのか疑問であ を高める必要がある。だが、これが地 働団体、市民団体などの政策遂行能力 るためには、地域内の事業主団体、労 摘した上で、「地域雇用対策を成功させ したがって、初期段階としては、 一べて報告を締め括った。

地域雇用ガバナンスの

いる。中央主導の政策では、各地域の バナンスの「中央政府中心モデル」か として、雇用政策を決定し実施するガ 均衡的経済発展を追求する政策の一環 圏への経済集中を緩和させ、各地域の ガバナンスに焦点を当てた報告を行っ 特殊性を反映させることに限界があり た。ジョン氏によると、韓国では首都 協議体モデル」への転換が図られて ステークホルダーが広く参加した ジョン研究員は、 地域雇用

> 働部)は政策転換を図っているが、こ 間がかかりそうだ。 モデル」の構築に向けて中央政府 とがその理由である。 だが、「協議体 政策を実施する自治体、労使団体など れが定着し、機能するまでにはまだ時 の「主体」の能力向上が困難であるこ (労

ぎのように説明した。 よる地域雇用のガバナンスについてつ ジョン研究員は「協議体モデル」に

これを実施する役割を担っていた。雇 団体や専門家の役割強化を試みている 言い難い状況にあった。そこで労働部 思決定権限を政府と共有しているとは が参画はしていた。だが、実質的に意 と地方の政策決定に労使団体や専門家 用政策基本法に基づき従来から、中央 けは中央(労働部)で行われ、地域は 域雇用ガバナンスの強化である。 との考えの下に、二○○六年から労使 は地域雇用対策の実効性を高めるには 「地域主体」の実質的な参加が不可欠 これまで雇用政策の全般的な方向づ 体的には地方雇用審議会を通じた地

地方雇用審議会中心のガバナンスを

代表、学識経験者、 内で、当該地方の労働者代表、事業主 議を目的としている。委員は二○人以 各地方、地域の実情に応じた政策の審 国的な雇用政策を審議するのに対応し、 る機関である。法的には労働部長官の を会長として地域の雇用政策を審議す 基づき広域自治体(広域市・道)の長 よって構成される。 下に設置している雇用政策審議会が全 地方雇用審議会は雇用政策基本法に 関係部門公務員に 所管は労働部の出

> 四の広域市・道を管轄している。 全国に六カ所置かれ、各労働庁は二~ 先機関の地方労働庁である。労働庁は

図った。 会に移管することにより機能強化を 事業に関する決定権限を地方雇用審議 本法施行令を改正し、第2表に示した 働部は二○○七年一二月に雇用政策基 家が参加する形で組織されている。 者、すなわち地域の政労使代表、専門 みると、地域雇用に関連する利害関係 地方雇用審議会はガバナンス面から 労

|地域ガバナンスの「主体」は脆弱

代表性を持って参加する「関係主体」 だ時期尚早である。「協議体モデル」 成功しているか否かを評価するのはま 検討する。 働組合、使用者団体の現状と問題点を 主要な「関係主体」である自治体、労 の役割が重要である。そこで、地域の い形で定着するためには、なによりも によるガバナンスの構造変化がよりよ !方雇用審議会の機能強化の試みが

を除いて自主財源率が六〇%以下と低 再整備は重要な課題である。 がある。この点で中央と地方の役割 も、中央政府が継続的に支援する必要 相当な部分が地方に移管されたとして 限界がある。したがって、雇用政策の 行する主体としての役割を果たすには ネットワーク化して雇用開発事業を遂 不明確で、地域に散在している機関を い。自治体内の雇用政策の主管部門も まず自治体であるが、一部の広域

○%の組織率を誇るソウルと蔚山を除

地方の労働組合の状況も厳しい。

第2表 地方雇用審議会の主要審議対象事業(2007年)					
事業名	予算(億ウォン)	事業内容	地方雇用審議会の役割		
社会的雇用事業	1,527	脆弱階層に対する社会的雇用の提供	審議:事業計画 報告:委託機関選定結果、評価		
大学就職支援事業	157	大学の就職支援機能拡充事業を支援	審議:委託機関選定 報告:評価		
地域雇用人的資源開発事業	97	非営利機関の雇用創出事業を支援	審議:事業計画、委託機関選定報告:評価		
青少年職場体験プログラム	347	青少年の職業能力開発を支援	報告:事業計画		
失業者訓練	1,575	雇用保険適用失業者に対する訓練実施	審議:訓練計画		
零細自営業者訓練	31	零細自営業者に対する訓練	審議:訓練計画		
自活職業訓練	58	国民基礎生活保障受給者に対する訓練	審議:訓練計画		
優先職種訓練	1,355	基幹産業、戦略産業の人材の育成	報告:事業計画		
シルバー就職博覧会支援	4	高齢者就業斡旋	報告:行事計画		

出所: 労働部内部資料(2008)

けば、大部分の地方労組の組織率は三 八%と低い。 財政力も乏しい。

があ

るとは一

済

用対策の立案能力や事業遂

地域支部)

事務局の専

従者が少 (ある

の地方本部

て、



策の 方の を期 て事業を主導 ことが緊急の課題 使用 新 もが個別 り返すと、 待することは現状では難し 社会的に大きな影響力を持って 会員企業の大部分は中小企業であ っ 言えな 渚団 地方の |力を高める具体策を模索する . ガ こう することは困難である。 体に雇用開発事業の |雇用開発政策を構 自 使 ナンス まず利害関係者の政

域雇用ガバナンスを強 月者団 治体、 労組と同様に財政 した点からみて、 労使団体 体も脆弱であ 議体モデ 65 穏し \ddot{o} 地 は

> 0) 0)

くの 機能を持って定着するため 現 元服すべ 在実験段 段階にあ 、き課題 心があ ž, これ が 沒実質的 は 多

堀内光子

脇田 滋

中野麻美

龍井葉二

稲上 毅

小田川義和

小笠原浩一

沈 潔

久本憲夫

業の労働者を対象とする

や労組支部

行する能力は期待で

の戦 (略的介入で課題解決

体の双方が所管する職業安定機 換に取り組んで から自治体主導 連携、 対 育 な 0 0 0 \hat{o})首都圏 報告でみ ところ目 策を実施する労使 上 環とし 政 が図られるようだ して 地域の 解決す K 自治体で雇 L いたとお 0) にみえる成 Ι = がの地 べき課題 11 る。 極 中 この 央主 ズを汲み取って 用対策を担う人 し 団 雇用対策 ため、 体の能力 深果は かし、 導の -を緩 韓国 は、 3 国と自然 級和する 政 あ 雇 で これ 当 関 いって 両 が への 用 は、 面 向 0 っ 政 材 間 7 策 治 ま 転 経

13 で

問題研究

(国際研究部次長

并澄

雄

No.599-600 2008.9·10月合併号

【特集】非正規労働に関する政策提言

全員参加の社会に向けて - ジェンダー平等・公正な処遇の実現のために

人権問題になった非正規労働とその撤廃に向けて

労働の商取引化に対応した法見直しを - 労働者派遣法改正を問う

〈非正規〉問題と社会変革-19世紀的状況における労働組合の役割

外国人研修生・実習生制度の抜本改善を

■講演 会社共同体のゆくえ

■書評と紹介

上田眞士著『現代イギリス労使関係の変容と展開』

石塚史樹著『現代ドイツ企業の管理層職員の形成と変容』

朴貞蘭著『韓国社会事業史』

Bill Fletcher, Jr., Ferrnaado Gapasin 著

Solidarity Devided: The Crisis in Organaized Labor and A New Path Toward Social Justice 鈴木 玲 社会・労働関係文献月録 法政大学大原社会問題研究所

法政大学大原社会問題研究所2007年度の歩み

月例研究会

報 2008年6・7月

600号記念特別附録 『資料室報』~『大原社会問題研究所雑誌』総目次

〔法政大学大原社会問題研究所 発売/法 版 局 〒194-0298 東京都町田市相原町4342 tel.0427-83-2307

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-14-1 tel.03-5228-6271